

農業近代化資金融通法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

○ 農業近代化資金融通法施行令（昭和三十六年政令第三百四十六号）	1
○ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十二号）（附則第二条関係）	6

○ 農業近代化資金融通法施行令（昭和三十六年政令第三百四十六号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（農業者等） 第一条 農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号。以下「法」という。）第二条第一項第四号の政令で定める団体又は法人は、次に掲げる団体又は法人とする。 一、四 （略） 五 農産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業、農産物の保管、運搬、販売その他の流通に関する事業、農業生産に必要な資材の製造の事業、農作業の受託の事業その他の農業の振興に資する事業（第八号及び第九号において「農業振興事業」という。）を主たる事業として行う事業協同組合（法第二条第一項第一号から第三号までに掲げる者がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）、事業協同小組合（同項第一号に掲げる者がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）及び協同組合連合会（同項第二号又は第三号に掲げる者がその連合会の議決権の過半数を有しているものに限る。） 六・七 （略） 八 農業振興事業を主たる事業として営む株式会社であつて、法第二条第一項第一号から第三号までに掲げる者又は農林中央金庫が総株主の議決権（地方公共団体が有する議決権及び株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七	（農業者等） 第一条 農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号。以下「法」という。）第二条第一項第四号の政令で定める団体又は法人は、次に掲げる団体又は法人とする。 一、四 （略） 五 農産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業、農産物の保管、運搬、販売その他の流通に関する事業、農業生産に必要な資材の製造の事業、農作業の受託の事業その他の農業の振興に資する事業（第八号において「農業振興事業」という。）を主たる事業として行う事業協同組合（法第二条第一項第一号から第三号までに掲げる者がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）、事業協同小組合（同項第一号に掲げる者がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）及び協同組合連合会（同項第二号又は第三号に掲げる者がその連合会の議決権の過半数を有しているものに限る。） 六・七 （略） 八 農業振興事業を主たる事業として営む株式会社及び持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。以下この号及び第三条第一号において同じ。）であつて、法第二条第一項第一号から第三号までに掲げる者が、株式会社にあつては総株主の議決権（地方公共団体が有

年法律第八十六号) 第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。) の過半数を有しているもの

九 農業振興事業を主たる事業として営む持分会社(会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。第三条第一号において同じ。)であつて、法第二条第一項第一号から第三号までに掲げる者が業務を執行する社員の過半を占めているもの

十 (略)

(農業近代化資金の種類、償還期限及び据置期間)

第二条 法第二条第三項の政令で定める資金は、同条第一項第一号から第三号までに掲げる者、第一条第一号から第六号までに掲げる者、同条第七号に掲げる者(法第二条第一項第一号から第三号までに掲げる者が、一般社団法人にあつては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあつては基本財産の額の過半を抛出しているもの(以下「農業者関係一般社団法人等」という。)に限る。)、第一条第八号若しくは第九号に掲げる者又は同条第十号に掲げる団体に貸し付けられるものにあつては次の表の資金の種類の欄に掲げるとおりとし、同条第七号に掲げる者(農業者関係一般社団法人等を除く。)に貸し付けられるものにあつては同欄に掲げる資金のうち専ら法第二条第一項第一号から第三号までに掲げる者が利用し、かつ、農林水産大臣が農業経営の近代化に特に資すると認める事業

する議決権及び株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。) の過半数を有しているもの、持分会社にあつては業務を執行する社員の過半を占めているもの

(新設)

九 (略)

(農業近代化資金の種類、償還期限及び据置期間)

第二条 法第二条第三項の政令で定める資金は、同条第一項第一号から第三号までに掲げる者、第一条第一号から第六号までに掲げる者、同条第七号に掲げる者(法第二条第一項第一号から第三号までに掲げる者が、一般社団法人にあつては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあつては基本財産の額の過半を抛出しているもの(以下「農業者関係一般社団法人等」という。)に限る。)、第一条第八号に掲げる者又は同条第九号に掲げる団体に貸し付けられるものにあつては次の表の資金の種類の欄に掲げるとおりとし、同条第七号に掲げる者(農業者関係一般社団法人等を除く。)に貸し付けられるものにあつては同欄に掲げる資金のうち専ら法第二条第一項第一号から第三号までに掲げる者が利用し、かつ、農林水産大臣が農業経営の近代化に特に資すると認める事業に必要なものと

に必要なものとし、同条第三項第二号の政令で定める期限及び同項第二号の政令で定める期間は、当該資金の種類に応じ、それぞれ、同表の償還期限及び据置期間の欄に掲げるとおりとする。

資金の種類	償還期限	据置期間
一 (略)	二十年	(略)

し、同条第三項第二号の政令で定める期限及び同項第三号の政令で定める期間は、当該資金の種類に応じ、それぞれ、同表の償還期限及び据置期間の欄に掲げるとおりとする。ただし、同表の資金の種類

類の欄に掲げる資金（同表の第六号に掲げる資金を除く。）の二以上の種類

のものを同時に貸し付ける場合におけるその貸付資金については、同項第二号の政令で定める期限はその貸付資金の種類のうち同表の償還期限の欄に掲げる期間の最も長いものに係る当該期間とする。

資金の種類	償還期限	据置期間
一 (略)	十五年 (農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第十四条の五第一項に規定する認定就農者が同条第二項に規定する認定就農計画に従つて同法第十四条の四第二項第三号の措置を行うのに必要なもの(以下この表において「特定資金」という。))にあつては十八年、法第二十一条第一項第二号が	(略)

二 (略)	二十年	(略)
三 (略)	二十年	(略)
四 (略)	二十年	(略)
五 (略)	二十年	(略)
六 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であつて農林水産大臣の定めるものの改良、造成又は取得に要する資金（ <u>法第二条第一項第二号から第四号までに掲げる者に貸し付けられるものに限る。</u> ）	(略)	(略)
七 (略)	二十年	(略)

二 (略)	十五年 (特定資金にあつては、十八年。以下同じ。)	(略)
三 (略)	十五年	(略)
四 (略)	十五年	(略)
五 (略)	十五年	(略)
六 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であつて農林水産大臣の定めるものの改良、造成又は取得に要する資金（ <u>農業協同組合等に貸し付けられるものに限る。</u> ）	(略)	(略)
七 (略)	十五年	(略)

第四条 法第二条第三項第一号の政令で定める額は、二億円とする。

第四条 法第二条第三項第一号の政令で定める額は、千八百万円とする。

○ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十二号）（附則第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（農業近代化資金融通法の特例） 第三条 （略） 2 （略） 3 法第百十一条の規定により農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項第二号及び第三号の規定を読み替えて適用する場合における農業近代化資金融通法施行令（昭和三十六年政令第三百四十六号）第二条の規定の適用については、同条の表の償還期限の欄中「二十年」とあるのは「二十三年」と、「五年」とあるのは「八年」と、同表の据置期間の欄中「七年」とあるのは「十年」と、「三年」とあるのは「六年」とする。	（農業近代化資金融通法の特例） 第三条 （略） 2 （略） 3 法第百十一条の規定により農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項第二号及び第三号の規定を読み替えて適用する場合における農業近代化資金融通法施行令（昭和三十六年政令第三百四十六号）第二条の規定の適用については、同条の表の償還期限の欄中「十五年」とあるのは「十八年」と、「十八年」とあるのは「二十一年」と、「二十年」とあるのは「二十三年」と、「五年」とあるのは「八年」と、同表の据置期間の欄中「七年」とあるのは「十年」と、「三年」とあるのは「六年」とする。